

2007年11月14日

長野県の規程類に関するコメント

長野県本人確認情報保護審議会

長野県における住基ネット運用・利用に関連する規程類（現在作成中の案を含む。）について、下記のとおりコメントを提出いたします。

第1 総論（提言）

セキュリティ管理は、その仕組みの計画・導入時点のみならず、運用開始後もルールが厳格に守られているか否か、ルールが不十分な点はないか否かを継続的にチェックし、導入した仕組みそのものの改善も継続的に行っていくことによつてのみ実効性を担保できる。

仕組みを規定する文書は多数に上るので、その内容を関係職員等に十分に理解させるのは容易ではない。周知・研修の機会を定期的に設けること、監査などのセキュリティチェックを定期的に行うことにより常に向上していくことが重要である。

1. 周知・研修に関する留意事項

周知・研修においては、一回の説明によつて職員等が十分な知識レベルに達することを期待することはできない。知識レベルを向上させるためには、いろいろな機会をとらえて繰り返し行うことが必要である。そのために周知・研修の責任者は、年次計画などを作成して計画的に取り組むことが必要である。これらの実施状況については、その都度、組織トップにまで報告し、組織全体としての取り組みとしなければならない。周知や研修の実施に当たっては、eLearningなどの仕組みを活用して効率的に行うことが適切であり、また、周知や研修の効果の確認のため自己診断やセキュリティ試験を併せて実施することが適切である。

2. セキュリティチェックに関する留意事項

セキュリティ管理の実効性を担保するためには、運用状況や仕組みの内容について、運用開始後も継続的にチェックをする必要がある。I SMSなどの既存の確立されたセキュリティ管理の方法論に準じて、内部監査や外部監査などのセキュリティチェックを定期的及び随時行うこととするのが適当である。チェック対象は、組織部内のみならず、業務委託先についても行う必要がある。業務委託先については契約書にそのことを明記しておく必要がある。システム関係のチェックにおいては、必要に応じ、チェックソフト等管理支援ソフトウェアの導入も考慮すべきである。

なお、監査に当たっては、特に次の観点からのチェックをすること。

- セキュリティ管理の仕組みが導入されているか？
- その仕組みにしたがって運用されているか？
- 運用の不備がチェックされるプロセスが存在するか？
- 導入されている仕組みは費用・効果の両面で適切であるか？
- 仕組みに不備・不具合がある場合にそれを発見し改善するプロセスが存在するか？

3. 規程類の表記に関する留意事項

規程類は業務に従事する担当者の規範を規定する重要なものである。規定が曖昧な形で記述されることにより、規定は担当者の裁量で際限なく緩いものになり、実効性を失ってしまう。このため、作業の頻度や確認のタイミング等については、具体的な期間やスケジュールを詳述し、担当者の裁量で規定が無効化されないよう留意すべきである。